○国土交通省告示第二百六十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年三月一日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　適性診断を実施する者の名称

株式会社おんが自動車学校

二　主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀新川八十一番地の五

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故（これを引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者（個人タクシー事業者を除く。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、第三欄の受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○国土交通省告示第二百六十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年三月一日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　適性診断を実施する者の名称

株式会社テクノ自動車学校

二　主たる事務所の所在地

広島県安芸郡熊野町五六四〇番地の一

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故（これを引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者（個人タクシー事業者を除く。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、第三欄の受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。